

国民健康保険税

国民健康保険税の納税通知書(暫定分)を

送付します(4月14日予定)

国民健康保険税の

税額算出説明

国民健康保険税は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合計により一年間の税額を決定しますが、毎年4月から7月の間は、加入者の前年中の所得が確定できないため、所得割の

算定ができません。

そこで、平成18年度国民健康保険税のうち、4月から7月の4か月は前年度年税額の12分の4に相当する額をお願いすることとなります。

…これを暫定課税といえます。8月から翌年3月の8か月は、確定税額から4月から7月の暫定課税額を差引いた額をお願いすることとなります。



この際税額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。ただし、除して得た額が、1000円未満の場合、これを月数倍した額を当初月(4月と8月)に加えます。また、16年中に譲渡所得のあった世帯は譲渡所得を除いて前年度年税額を算出します。

納期限

第1期	5月1日(月)	第7期	10月31日(火)
第2期	5月31日(水)	第8期	11月30日(木)
第3期	6月30日(金)	第9期	12月25日(月)
第4期	7月31日(月)	第10期	1月31日(水)
第5期	8月31日(木)	第11期	2月28日(水)
第6期	10月2日(月)	第12期	4月2日(月)

なお、国保の加入・喪失の手続を4月から7月にされた方は、8月に精算し、年税額を確定します。(8月に通知が送付されます)

当該年度分の国保税額が前年度分の2分の1に相当する額に満たないと認める場合は、条例で定める期限(納税通知書の交付を受けた日から30日以内)までに、市長に対して、特例に基づいて徴収される税額の修正を申し出ることが出来ます。

異動の手続きは忘れずに!!

国保加入の手続きが遅れますと、資格の発生した月までさかのぼって納税をお願いします。

(最高3年)

他の保険に加入した場合、資格喪失の届出が必要です。手続きはお早めをお願いします。



～口座振替をご利用の方～

◎全期分を一括納付する方法を選択されている方へ

次のとおり、年2回の振替となります

	振替日	振替期別	備考
1回目	第1期(4月)	1期から4期分(4月)(7月)	暫定課税分
2回目	第5期(8月)	5期から12期分(8月)(3月)	本算定分

平成18年度は、 固定資産税の評価替えを 実施しました

評価替えは、地方税法に基づき土地および家屋の資産価値を3年に1度ごとに見直して、評価の均衡化と適正化を図るものです。

《土地》

①土地の評価については、国の地価公示価格、県の地価調査価格および市独自による市内166地点の不動産鑑定士の価格を基に、地価公示価格の7割を目途に固定資産税の評価額としました。

②評価替えにおける価格調査基準日（平成17年1月1日）以後も地価が下落していることから、平成17年7月1日時点で修正を行い、評価額の引き下げを実施しました。

（前回平成15年度評価替え以後で、本来は評価額を据え置く年度である平成16年度および平成17年度におきましても、地価の下落に伴い、時点修正による引き下げを行ってまいりました）

③評価替えに合わせて実施された法改正等の主な内容

・負担調整措置の方法の変更

従前は、前年度課税標準額に負担水準に応じた段階的な調整率を乗じた方法でしたが、改正により一律に新年度の評価額の

5%を前年度課税標準額に加算することとなりました。これによって従前の方法よりも評価額と課税標準額との差が早く縮まります。（別表1および2を参照してください）

・著しい地価下落の土地に対する課税標準額の据え置き措置の廃止
平成17年度まで行ってきた過去3年間の地価下落率が15%以上の土地の課税標準額の据え置き措置が廃止され、宅地全体の6割強で税額が上がるようになりました。

・砂防指定地の評価については、山林の砂防指定地については、行為の制限が大きいことから1/2の減額評価を実施しました。

評価替え等の結果、各地目の平成18年度の平均価格は次のとおりとなりました。

- 宅地 約31,720円/㎡（0.810倍）
 - 田 約113円/㎡（0.993倍）
 - 畑 約49円/㎡（0.992倍）
 - 山林 約33円/㎡（1.000倍）
- （ ）内は平成15年度に対して

別表1 商業地等の非住宅用地負担調整

負担水準	新年度の課税標準額
70%超	新年度評価額の70%まで引き下げ
60%以上70%以下	前年度課税標準額を据え置き
20%以上60%未満	前年度課税標準額＋（新年度評価額×5%）
20%未満	新年度評価額の20%まで引き上げ

$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度の課税標準額}}{\text{平成18年度評価額}} \times 100$$

別表2 住宅用地負担調整

負担水準	新年度の課税標準額
80%以上100%未満	前年度課税標準額を据え置き
20%以上80%未満	前年度課税標準額＋（新年度評価額×5%）
20%未満	新年度評価額の20%まで引き上げ

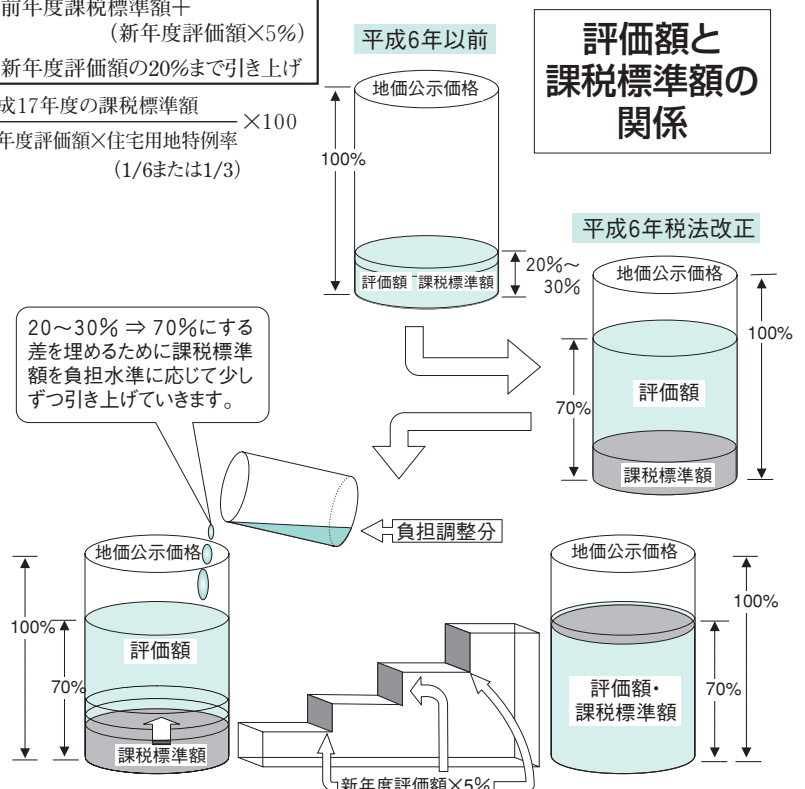
$$\text{負担水準} = \frac{\text{平成17年度の課税標準額}}{\text{平成18年度評価額} \times \text{住宅用地特例率}} \times 100$$

（1/6または1/3）

■負担調整措置とは

平成6年度の法改正により、宅地の評価額は国の地価公示価格の7割を目途に行うこととされました。しかし、それまでの評価額は地価公示価格の2割から3割程度であり、「税金の計算の基本となる額（課税標準額といいます）」も同額であったことから一度に7割にすることは、急激な税負担の増加になってしまいます。そのために、評価額は地価公示価格の7割としながらも、税金の計算の基本となる課税標準額は負担水準に応じた負担調整を行いながら、徐々に上げて評価額に近づける措置をとっています。

従いまして、固定資産税の評価額は、国の地価公示価格が下がるのにあわせて年々下がっていますが、実際に固定資産税をお願いする基本の課税標準額は、その差を埋めるために引き上げの調整を行っていることから、地価が下がっているのに固定資産税は上がるという状況にあります。



《家屋》

平成17年以前に

建築された家屋

(在来分家屋)

- ①平成18年度は評価替えにより、在来分家屋全体の約5割弱の建物(木造で約3割の建物、非木造で約9割の建物)の評価額が下がりました。この評価額は、次回評価替え(平成21年度)までは据え置きとなります。(従いまして、平成18年度、19年度、20年度は同額となります)
- ②法改正および評価替えの主な内容
- ・再建築費減点補正率の改正により、在来分の木造家屋の0.96が0.98に、非木造家屋の0.96が0.95になりました。
 - ・木造家屋に係る物価水準による補正率が改正により、0.90が0.95になりました。
 - ・用途や構造により適用される経年減点補正(家屋の損耗による評価額の減額)によって、比較的新しい家屋は減額となります。(一般的な木造住宅の場合では、新築後20年以内)

平成17年中に

新増築された家屋

建物調査をさせていただいた資料に基づき、改正された固定資産評価基準に沿って評価額を算出しました。なお、新築の住宅については、新築時から一定の期間は減額措置があります。

評価替え等の結果、平成18年度の平均価格は次のとおりとなりました。

- 木造 約16,744円/㎡ (0.944倍)
 - 非木造 約35,206円/㎡ (0.896倍)
- () 内は平成17年度に対して

住宅の耐震改修に伴う 固定資産税の 減額措置の創設

平成18年以降に、昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、現行の耐震基準に適合した30万円以上の耐震改修工事を行った場合、その住宅に係る固定資産税を一定期間減額する制度が新設されました。

詳細については担当へお尋ねください。

固定資産税

について

平成18年度の固定資産税は、平成18年1月1日時点で土地・家屋・償却資産を所有している方(登記簿等に所有者として登録されている方)にお願いします。(1月2日以降に売買等により所有権が変わった場合も、平成18年度分は1月1日の所有者にお願いします)

税率は14%で、土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計に税率をかけて、税額を算出しています。

都市計画税

について

都市計画税は、道路の建設、下水道の普及・改良、あるいは公園の整備などの都市施設の建設・整備といった都市計画事業の費用にあてるため、土地や家屋の所有者に対してお願いする目的税です。(ただし、山林、原野、農業振興地域内の農用地は対象外となります)

税率は0.2%で固定資産税とあわせてお願いしています。

課税明細書の送付

納税通知書に同封の課税明細書には、課税物件、評価額、課税標準額、負担水準などが記載されていますので、資産や課税内容の確認等にお役立てください。

路線価および 標準宅地価格の閲覧

宅地評価の際に用いる路線価および市内の標準宅地価格が4月3日(月)から税務課資産税担当窓口で閲覧できます。

平成18年度の固定資産税・都市計画税の納期限

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| 第1期 5月1日(月) | 第2期 7月31日(月) |
| 第3期 12月25日(月) | 第4期 平成19年 2月28日(水) |

となっていますので、期限内納付にご協力ください。
(口座振替の方は、各納期限が振替日となります)
納付には、便利な口座振替をご利用ください。手続きは税務課または金融機関の窓口でできます。



	講座名	期間・回数	内容	講師	受講料	材料費等	持ち物
夜	検定3級合格！ 簿記会計 定員 20人	5月12日～10月27日 (金曜日 全25回) 午後6時30分～8時30分	日商簿記検定3級合格を目指し、基礎から学びます。	茅野 正先生	1,000円	2,500円	筆記用具 定規 電卓 赤鉛筆
	デジタル1眼レフ入門講座 定員 20人	5月16日、23日、30日、6月6日 (毎週火曜日 全4回) 午後7時～8時30分	デジタルカメラの特性、撮影方法、フィルムカメラとの違い、データ処理方法、プリントアウトまで学びます。	河野 満先生	1,000円	無 料	筆記用具
	色彩能力検定講座 定員 20人	5月22日～10月23日 (隔週月曜日 全12回) 午後7時～9時	文部科学省認定、色彩能力検定3級合格を目指し、基礎から学びます。	中澤 真弓先生	1,000円	6,500円	筆記用具
昼	ガーデニング 定員 20人	6月14日・8月2日 10月4日・11月29日 (水曜日 全4回) 午後1時30分～3時30分	四季の花のそれぞれの特徴を生かしたガーデニングを楽しむ。	花山 秀昭先生	1,000円	6,000円	軍手 移植ゴテ

4月15日(土) 午前9時から昼、夜の部ともに先着順にて受付開始 =定員になり次第締め切り=

対象者 どなたでも受講できます。 **託児** ご希望の方は、講座開講7日前までにご連絡ください。

◎受講料、材料費等を添えて直接イルフプラザ・カルチャーセンターへお申し込みください。

◎受付初日は、電話による申込みはご遠慮ください。

問合せ イルフプラザ・カルチャーセンター ☎24-8401 ☎24-8442

みなさん共に学びませんか？

長地公民館学習グループ
見学・体験会



長地公民館では4月を「学習見学・体験期間」として、各グループの活動を見学、または一緒に学習することができます。ご自分の生涯学習の時間として長地公民館でグループのみなさんと共に学んでみませんか？

グループ名	活動内容	4月の活動日時
美術・工芸		
ひまわりの会	革細工	3・17日(月) 19時
水彩画の会	水彩画	25日(火) 19時
トパーズリング	指輪制作	12・26日(水) 19時
長地盆栽愛好会	盆栽整枝	毎週木曜日 19時
ログキャビン	パッチワーク	12・26日(水) 9時30分
スイートピー	フラワーアレンジメント	4日(火) 10時
長地ラタンの会	藤工芸	14・28日(金) 19時
紙彩会	和紙絵	6・20日(木) 13時30分
長地水墨俳画の会	水墨俳画	3・17日(月) 10・13時
長地手まりの会	創作手まり	6・20日(木) 13時30分
長地ポーセラーツの会	ポーセラーツ	21日(金) 19時
クラブMGC	マジック	12・26日(水) 13時
押し花絵の会	押し花絵	17日(月) 19時
書 芸		
岡谷川柳会	川柳	26日(水) 19時
風雪諏訪支部	俳句制作	21日(金) 13時
書友会	書道	11・25日(火) 19時
樹氷の会	創作俳句	21日(金) 10時

見学・体験会は市内のみなさんの「集いの場、学びの場」としてどなたでもご参加できます。

お気軽に長地公民館へお問い合わせください。

長地公民館 ☎27-8080

グループ名	活動内容	4月の活動日時
音楽・芸能		
すずらんの会1	大正琴	6・20日(木) 19時
すずらんの会2	大正琴	5日(水) 19時
長地オカリナ・カナテール	オカリナ演奏	11・25日(火) 10時
長地カラオケ教室	カラオケ	7・19日(金)(水) 13時
アロハウィンズ	ウクレレ演奏	毎週木曜日 19時
泉声会	謡曲仕舞	13・27日(木) 9時30分
いづみ会	日本舞踊	14・21・28日(金) 13時
体操・運動・ダンス		
長地真向会	健康体操	14・28日(金) 19時15分
エンジェルガールズ	キッズダンス	毎週金曜日 17時
マミーエアローズ	ボクシングエクササイズ	毎週火曜日 10時30分
長地ダンスの会	社交ダンス	毎週月曜日 19時
長地フォークダンス	フォークダンス	毎週月曜日 13時
ほのほの3B長地	健康体操(3B体操)	毎週木曜日 10時
ハッピーレディース	健康体操(3B体操)	毎週木曜日 19時30分
長地ヨーガの会	ヨーガ講習	毎週金曜日 10時
美しいウォーキングの会	ウォーキング	7・21日(金) 19時
自然・趣味・育児		
長地薬草愛好会	薬草研究	11日(火) 19時
長地暑友会	囲碁	毎週火曜日 18時
		毎週水曜日 13時
ミルキークラブ	親子リトミック	10・24日(月) 10時



春の講座



申込み
問合せ

勤労青少年ホーム (☎23-2201・☎24-3010)

受講料等を添えてお申し込みください。

(電話での仮受け付けもします)

対象者…市内在住・在勤の勤労青少年

会 場…勤労青少年ホーム

ただし、ヨガは諏訪湖ハイツ、アクアビクス
は市民屋内プール、ゴルフは諏訪レイクサイド
グリーン

「春を満喫」スポーツチャレンジ講座

◆ゴルフA・B・C (定員…25人)

期間…4月17日～6月12日〔月曜日・全8回〕

時間…午後7時～9時

講師…呉本公太先生・曾我政実先生 (市ゴルフ協会)

費用…受講料1,000円、プレー代実費 (割引あり)

受付…4月10日 (月) 午後6時～

◆アクアビクス (定員…25人)

期間…4月19日～6月14日〔水曜日・全8回〕

時間…午後6時50分～8時15分

講師…浜 美鈴・白木真美先生

(アクアビクスインストラクター)

費用…受講料1,000円 保険料200円

受付…4月12日 (水) 午後6時～

「外国語」習得講座

◆トラベル英会話 (定員…15人)

期間…4月18日～6月13日〔火曜日・全8回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…キース・ピラー先生

費用…受講料1,000円

受付…4月11日 (火) 午後6時～

「料理のこころ」味わい講座

◆さわやかクッキング (定員…20人)

期間…4月20日～6月1日〔木曜日・全6回〕

時間…午後7時～9時

講師…今井郁乃先生 (管理栄養士)

費用…受講料1,000円 材料費…4,200円

受付…4月12日 (水) 午後6時～

◆中華三昧 (定員…15人)

期間…4月18日～6月13日〔火曜日・全5回〕

時間…午後7時～9時

講師…相馬安弘・花岡隆浩先生 (龍胆シェフ)

費用…受講料1,000円 材料費…4,000円

受付…4月11日 (火) 午後6時～

「心と体」リフレッシュ講座

◆ボクシング・フィットネス (定員…30人)

期間…4月17日～6月12日〔月曜日・全8回〕

時間…午後7時30分～9時

講師…長矢良子先生 (エアロビクスインストラクター)

費用…受講料1,000円

受付…4月10日 (月) 午後6時～

◆楽しくヨガ (定員…30人)

期間…4月17日～6月12日〔月曜日・全8回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…片桐りよ子先生 (シャーンティヨーガ講師)

費用…受講料1,000円

受付…4月10日 (月) 午後6時～

◆わくわく春のHiP HoP (定員…25人)

期間…4月18日～6月13日〔火曜日・全8回〕

時間…午後7時30分～9時

講師…茅野浩美先生 (ヒップホップインストラクター)

費用…受講料1,000円

受付…4月11日 (火) 午後6時～

◆ボールでフィットネス (定員…25人)

期間…4月20日～6月15日〔木曜日・全8回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…牛尼喜和子先生 (フィットネスインストラクター)

費用…受講料1,000円、材料費500円

受付…4月12日 (水) 午後6時～

「太鼓祭り」参加講座

◆祭りだワッショイ! MINAKOIわっさか踊り (定員…20人)

期間…4月21日～6月16日〔金曜日・全8回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…葛城明美先生 (エアロビクスインストラクター)

費用…受講料1,000円

受付…4月11日 (火) 午後6時～

「花のある暮らし」創作講座

◆暮らしの中にフラワーアレンジメント (定員…15人)

期間…4月26日～6月7日〔水曜日・全4回〕

時間…午後7時～8時30分

講師…亀割成美・武田美佐子先生 (アトリエひまわり)

費用…受講料500円 材料費4,000円

受付…4月12日 (水) 午後6時～